

長与町国民保護計画の一部変更について

年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告します。

令和元年 6月 4日

長与町長 吉 田 慎 一

長与町国民保護計画変更

新旧対照表

平成 **31** 年 3 月

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	用語の定義
6	1	1	
現 行 計 画			

武力攻撃事態対処法

正式名称は、「**武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律**」という。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法のほか有事関連法が整備された。

変更する 理 由	法律名の変更
変 更 後	

事態対処法

正式名称は、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」という。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法のほか有事関連法が整備された。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	国民保護措置に関する基本方針
8	1	2	
現 行 計 画			

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、**高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者**の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに鑑み、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

変更する理由	用語の修正
変更後	

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、**高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」）**の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに鑑み、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

現行計画の編章			
頁	編	章	関係機関の業務
11	1	3	
現行計画			

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 防衛装備庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁 スポーツ庁	中小企業庁 原子力規制委員会 国土交通省 国土地理院 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省	農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 気象庁 海上保安庁 環境省 観光庁 消費者庁

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣官房 内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 防衛装備庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁	スポーツ庁 中小企業庁 原子力規制委員会 国土交通省 国土地理院 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省	農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー 省 気象庁 海上保安庁 環境省 観光庁 消費者庁

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	関係機関の業務【県】
13	1	3	
現 行 計 画			

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	関係機関の業務【指定地方行政機関】
14	1	3	
現 行 計 画			

本庁・振興局の名称	
本庁（本部） 長崎振興局 県北振興局 島原振興局 県央振興局 五島振興局	壱岐振興局 対馬振興局 長崎港湾漁港事務所

変更する 理由	用語の削除
変 更 後	

本庁・振興局の名称	
本庁（本部） 長崎振興局 県北振興局 島原振興局 県央振興局 五島振興局	壱岐振興局 対馬振興局 長崎港湾漁港事務所

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	関係機関の業務【市町】
15	1	3	
現 行 計 画			

関係機関（消防機関）の名称	
長崎市消防局 佐世保市消防局 県央地域広域市町村圏組合消防本部 島原地域広域市町村圏組合消防本部 平戸市消防本部	松浦地区組合消防本部 五島市消防本部 新上五島町消防本部 壱岐市消防本部 対馬市消防本部

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

関係機関（消防機関）の名称	
長崎市消防局 佐世保市消防局 県央地域広域市町村圏組合消防本部 島原地域広域市町村圏組合消防本部 平戸市消防本部	松浦市消防本部 五島市消防本部 新上五島町消防本部 老岐市消防本部 対馬市消防本部

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	関係機関の業務【指定公共機関及び指定地方公共機関】
16	1	3	
現 行 計 画			

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
輸送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院 その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

変更する理由	用語の修正
変 更 後	

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院 その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(2) 気候
18	1	4	
現 行 計 画			

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m 程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超えることもしばしばある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cm を越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成 24 年から平成 28 年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量 (mm)

(資料: 長崎地方気象台)

月	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均値
1	24.0	37.5	30.0	119.0	95.5	64.0
2	136.0	148.5	106.0	40.0	77.0	85.7
3	187.5	91.5	154.5	182.0	82.0	132.0
4	144.0	148.5	114.0	248.5	208.0	151.3
5	52.5	126.0	113.5	168.5	287.5	179.3
6	637.0	224.0	226.5	456.5	620.0	314.6
7	222.5	10.5	417.5	310.0	178.5	314.4
8	118.5	198.5	483.0	412.5	34.5	195.4
9	212.5	160.0	159.5	180.0	311.0	188.8
10	108.5	249.5	129.5	59.0	207.0	85.8
11	168.0	210.5	61.0	112.5	107.0	85.6
12	124.5	78.5	138.5	103.5	84.0	60.8
年	2,135.5	1,683.5	2,133.5	2,392.0	2,292.0	1,857.7

平均値は1981年から2010年の30年間の平均値

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m 程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超えることもしばしばある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cm を越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成 25 年から平成 29 年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量(mm)

(資料:長崎地方気象台)

月	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均値
1	37.5	30.0	119.0	95.5	63.0	64.0
2	148.5	106.0	40.0	77.0	92.5	85.7
3	91.5	154.5	182.0	82.0	68.5	132.0
4	148.5	114.0	248.5	208.0	216.0	151.3
5	126.0	113.5	168.5	287.5	119.5	179.3
6	224.0	226.5	456.5	620.0	172.5	314.6
7	10.5	417.5	310.0	178.5	223.5	314.4
8	198.5	483.0	412.5	34.5	246.5	195.4
9	160.0	159.5	180.0	311.0	204.5	188.8
10	249.5	129.5	59.0	207.0	279.5	85.8
11	210.5	61.0	112.5	107.0	59.0	85.6
12	78.5	138.5	103.5	84.0	33.5	60.8
年	1,683.5	2,133.5	2,392.0	2,292.0	1,778.5	1,857.7

平均値は1981年から2010年の30年間の平均値

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(2) 気候
19	1	4	
現 行 計 画			

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mm がこれまでの最高で、時間最大雨量（19:00～20:00）が 187 mm でわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2m にすぎない。北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは 6 月 5 日頃、梅雨明けは 7 月 18 日頃で、この間に年間降水量のおよそ 37% にあたる 750 mm 余りの雨が降る。もともと、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和 57 年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mm を超えるような大雨はほとんどないが、4 月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8 月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に 7、8、9 月の 3 ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは 1 年に 1～3 個となっている。

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年	気温(°C)			平均相対湿 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低				
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0
27	17.3	35.9	0.0	73	2.2	2,392.0	1,754.2
28	18.1	37.1	-4.4	75	2.3	2,293.0	1,782.4

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mm がこれまでの最高で、時間最大雨量（19:00～20:00）が 187 mm でわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2m にすぎない。北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは 6 月 5 日頃、梅雨明けは 7 月 18 日頃で、この間に年間降水量のおよそ 37% にあたる 750 mm 余りの雨が降る。もともと、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和 57 年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mm を超えるような大雨はほとんどないが、4 月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8 月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に 7、8、9 月の 3 ヶ月に襲来している。~~しかし、実際に被害を見るのは 1 年に 1～3 個となっている。~~

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年	気温(°C)			平均相対湿 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低				
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0
27	17.3	35.9	0.0	73	2.2	2,392.0	1,754.2
28	18.1	37.1	-4.4	75	2.3	2,293.0	1,782.4
29	17.3	37.2	-1.7	75	2.3	1,778.5	1,931.6

現行計画の編章			
頁	編	章	(2)気候 (3)人口分布
20	1	4	
現行計画			

(2) 気候

平成28年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

月	気温(°C)			平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間
	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1	7.3	10.5	4.2	73	2.2	96.5	59.2
2	8.1	12.3	4.3	64	2.7	77.0	121.5
3	11.7	16.2	7.9	67	2.3	82.0	175.7
4	16.9	21.1	13.4	76	2.3	208.0	131.3
5	20.5	25.1	16.6	73	2.1	287.5	192.4
6	23.1	26.5	20.5	86	2.4	620.0	110.0
7	27.6	31.3	24.9	81	2.5	178.5	220.0
8	29.2	33.7	26.2	72	2.4	34.5	282.0
9	25.4	29.1	22.7	83	2.1	311.0	119.9
10	21.9	25.6	18.9	77	1.9	207.0	111.4
11	14.7	18.7	11.3	75	2.0	107.0	138.8
12	10.7	14.7	7.0	74	2.2	84.0	120.2

(3) 人口分布

(資料:住民環境課 調)

区分	世帯数	人口			1世帯あたり 人員	人口年平均 増加率
		総数	男	女		
昭和45年度	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9%
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1%
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3%
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6%
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2%
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7%
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9%
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9%
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0%
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	-0.4%
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	-0.9%
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1%
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1%
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6%
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2%
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	-0.3%
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	-0.2%
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	-0.4%
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2%
27	16,872	42,418	20,280	22,138	2.51	0.2%
28	16,983	42,359	20,224	22,135	2.49	-0.1%

※住基法の改正により、平成24年度より外国人居住者も含む。

各年度末現在

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

(2) 気候

平成29年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

月	気温(°C)			平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間
	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1	7.5	20.5	-1.7	69	2.4	63.0	122.6
2	8.0	18.6	0.1	65	2.6	92.5	136.2
3	10.3	20.2	3.4	65	2.6	68.5	165.0
4	16.4	25.9	6.1	75	2.4	216.0	174.5
5	19.8	27.9	13.6	74	2.0	119.5	241.0
6	22.6	30.4	15.9	78	2.0	172.5	153.6
7	28.3	34.8	23.1	86	2.6	223.5	201.6
8	28.7	37.2	22.2	79	2.4	246.5	231.8
9	24.0	30.9	17.3	80	2.0	204.5	128.8
10	20.3	28.9	10.1	77	2.3	279.5	133.4
11	13.6	13.3	5.0	73	1.8	59.0	144.0
12	7.6	17.7	0.7	66	2.2	33.5	99.1

(3) 人口分布

(資料:住民環境課 調)

区分	世帯数	人口			1世帯あたり 人員	人口年平均 増加率
		総数	男	女		
昭和45年度	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9%
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1%
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3%
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6%
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2%
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7%
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9%
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9%
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0%
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	-0.4%
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	-0.9%
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1%
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1%
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6%
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2%
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	-0.3%
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	-0.2%
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	-0.4%
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2%
27	16,872	42,418	20,280	22,138	2.51	0.2%
28	16,983	42,359	20,224	22,135	2.49	-0.1%
29	16,909	41,920	19,997	21,923	2.48	-1.0%

※住基法の改正により、平成24年度より外国人居住者も含む。

各年度末現在

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(3)自治会別人口分布
21	1	4	
現 行 計 画			

自治会別人口／世帯数

自治会名	男	女	計	世帯数
木場	128	146	274	81
大越	94	82	176	70
横平	127	132	259	117
上平	185	210	395	156
下平	344	357	701	267
三根	267	357	624	281
ニュータウン東区	499	485	984	414
ニュータウン中央区	481	571	1052	445
ニュータウン西区	457	529	986	439
池山	757	847	1604	636
内園	342	388	730	304
井手本	300	321	621	248
辻後	510	551	1061	438
青葉台	499	586	1085	427
日当野	219	199	418	235
道の尾	534	563	1097	521
高田越	823	917	1740	762
百合野	682	760	1442	617
百合野第1	167	182	349	157
百合野第2	508	601	1109	490
東高田	480	507	987	399
下高田	218	242	460	202
西高田	634	679	1313	556
南田川内	513	585	1098	459
丸田谷	304	347	651	262
丸田アパート	358	329	687	226
皆前	506	584	1090	477
嬉里中央	865	1027	1892	832
定林	293	326	619	262
嬉里谷	435	452	887	352
三彩	710	784	1494	630
上斉藤	160	171	331	136
毛屋白津	170	150	320	120
舟津	200	209	409	164
佐敷川内	347	382	729	279
前田川内・浜崎	511	517	1028	389
岡中央	539	588	1127	433
馬込一本松	97	96	193	82
塩床	74	84	158	59
川頭	3	3	6	3
南陽台	646	702	1348	545
岡岬	62	89	151	72
サニータウン南	429	484	913	344
サニータウン北	629	693	1322	466
サニータウン東	83	102	185	65
緑が丘	825	839	1664	483
フォーレツインキャッスル	318	346	664	254
まなび野西	570	645	1215	488
まなび野東	660	733	1393	461
北陽台	662	656	1318	378
	20,224	22,135	42,359	16,983

平成29年3月末現在

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

自治会別人口／世帯数

自治会名	男	女	計	世帯数
木場	123	145	268	82
大越	91	84	175	71
横平	128	132	260	117
上平	196	209	405	158
下平	333	356	689	268
三根	253	341	594	262
ニュータウン東区	523	508	1031	432
ニュータウン中央区	493	566	1059	450
ニュータウン西区	450	528	978	442
池山	731	824	1555	613
内園	350	382	732	306
井手本	292	324	616	251
辻後	489	539	1028	427
青葉台	492	577	1069	423
日当野	180	195	375	196
道の尾	524	564	1088	515
高田越	838	933	1771	780
百合野	668	750	1418	619
百合野第1	168	179	347	152
百合野第2	503	586	1089	484
東高田	463	491	954	389
下高田	218	245	463	209
西高田	636	682	1318	558
南田川内	508	576	1084	462
丸田谷	301	347	648	262
丸田アパート	311	299	610	195
皆前	499	579	1078	479
嬉里中央	849	1010	1859	826
定林	300	330	630	269
嬉里谷	425	443	868	344
三彩	696	767	1463	624
上齊藤	148	164	312	127
毛屋白津	165	150	315	119
舟津	194	200	394	162
佐敷川内	336	357	693	270
前田川内・浜崎	516	523	1039	405
岡中央	551	591	1142	444
馬込一本松	97	95	192	81
塩床	76	79	155	58
川頭	3	3	6	3
南陽台	641	688	1329	549
岡岬	58	86	144	70
サニータウン南	411	471	882	337
サニータウン北	610	664	1274	467
サニータウン東	75	94	169	61
緑が丘	828	852	1680	491
フォーレツインキャッスル	317	341	658	252
まなび野西	561	630	1191	477
まなび野東	655	726	1381	468
北陽台	724	718	1442	403
	19,997	21,923	41,920	16,909

平成30年3月末現在

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(3)人口分布
22	1	4	
現 行 計 画			

郷別人口／世帯数

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	376	391	767	288
平木場郷	492	517	1,009	390
三根郷	2,083	2,273	4,356	1,637
吉無田郷	4,028	4,534	8,562	3,399
高田郷	5,117	5,568	10,685	4,642
丸田郷	1,299	1,387	2,686	1,038
嬉里郷	2,649	3,009	5,658	2,414
斉藤郷	395	387	782	310
岡郷	1,894	2,037	3,931	1,539
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,229	1,376	2,605	948
北陽台(1, 2, 3丁目)	662	656	1,318	378
合計	20,224	22,135	42,359	16,983

H29.3月末現在

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

郷別人口／世帯数

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	370	392	762	290
平木場郷	493	518	1,011	395
三根郷	2,108	2,282	4,390	1,648
吉無田郷	3,939	4,446	8,385	3,374
高田郷	5,064	5,525	10,589	4,631
丸田郷	1,241	1,355	2,596	1,016
嬉里郷	2,604	2,951	5,555	2,395
斉藤郷	374	368	742	295
岡郷	1,890	2,008	3,898	1,549
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,231	1,368	2,599	963
北陽台(1, 2, 3丁目)	725	717	1,442	403
合計	20,039	21,930	41,969	16,959

H30.3月末現在

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	町国民保護計画が対象とする事態
25	1	5	
現 行 計 画			

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻・・・・・・・・・・国民保護措置を実施すべき期間が、比較的長期におよぶことも想定。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻・・・・・・・・・・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期におよぶことも想定。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	1 町の各部課室における平素の業務
28	2	1	
現 行 計 画			

住民福祉部 健康保険部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 医療及び助産に関する事 ・ 保健所、医療機関との連絡調整に関する事 ・ 避難施設の運用体制に関する事 ・ 保健衛生に関する事 ・ 保育園児の避難に関する事 ・ 廃棄物処理に関する事 ・ 動物の保護に関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ 救援のための備蓄用飲料水（ペットボトル等）、食品（米穀を除く）の整備・備蓄に関する事 ・ ボランティアの支援に関する事
----------------	--

変更する理由	用語の修正
変 更 後	

住民福祉部 健康保険部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 医療及び助産に関する事 ・ 保健所、医療機関との連絡調整に関する事 ・ 避難施設の運用体制に関する事 ・ 保健衛生に関する事 ・ 保育園児の避難に関する事 ・ 廃棄物処理に関する事 ・ 動物の保護に関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ 救援のための備蓄用飲料水（ペットボトル等）、食品（米穀を除く）の整備・備蓄に関する事 ・ ボランティアの支援に関する事
----------------	--

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
32	2	1	第1 町における組織・体制の整備
現 行 計 画			

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

変更する 理由	用語の削除
変 更 後	

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

~~さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。~~

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	第2 関係機関との連携体制の整備
34	2	1	
現 行 計 画			

(3) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加推進、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行ない、消防団の充実・活性化を図る。

変更する 理由	用語の削除（P 3 2 と同文章のため）
変 更 後	

~~（3）消防団の充実・活性化の推進~~

~~消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加推進、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行ない、消防団の充実・活性化を図る。~~

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	第3 通信の確保
36	2	1	
現 行 計 画			

(3) 町における通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備、さらにデジタル化対応の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等、通信の確保に努めるものとする。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(3) 町における通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備、~~さらにデジタル化対応~~の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等、通信の確保に努めるものとする。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(2)防災行政無線の整備
38	2	1	
現 行 計 画			

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線のデジタル化により連携可能となった各情報媒体を活用し、可聴範囲の拡大を図り、円滑な情報伝達に努める。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式
39	2	1	
現 行 計 画			

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。また、収集した安否情報を安否情報省令第2条の規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	訓練
42	2	1	
現 行 計 画			

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

変更する 理由	用語の修正
変更後	

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(3)訓練に当たっての留意事項
43	2	1	
現 行 計 画			

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、**自治会**の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

変更する 理由	用語の追加
変 更 後	

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、**自主防災組織等**の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	1 避難に関する基本的事項
44	2	2	
現 行 計 画			

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、**避難施設のリスト等**必要な基礎的資料を準備する。

(3) **高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者**への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、**高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者**の避難について、自然災害時への対応として作成する**避難支援プラン**を活用しつつ、**災害時要配慮者**の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「**災害時要配慮者支援班**」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、**避難行動要支援者名簿**等必要な基礎的資料を準備する。

(3) 高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者（以下「**避難行動要支援者**」）への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、**避難行動要支援者**の避難について、自然災害時への対応として作成する**長与町避難行動要支援者避難支援プラン**（以下「**全体計画**」）及び**全体計画**を基に作成される**個別計画**を活用しつつ、**避難行動要支援者**の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な**町地域防災計画**に規定される「**対策2部**」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
46	2	2	5 避難施設の指定への協力
現 行 計 画			

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、**施設の収容人数、構造、保有設備等**の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	生活関連等施設の把握等
46	2	2	
現 行 計 画			

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部 —
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理監
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

変更する理由	用語の修正
変 更 後	

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部 —
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理監
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高压ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	国民保護に関する啓発
50	2	4	
現 行 計 画			

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を計画する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

変更する 理由	用語の削除
変 更 後	

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を計画する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。~~その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。~~

現行計画の編章			
頁	編	章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
58	3	1	
現行計画			

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		輸送班	収納推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民、救援物資等の輸送計画全般に関すること。 輸送事業者との連絡調整に関すること。 被災地視察用自動車の配車に関すること。
応急復旧 対策部	建設産業部長	応急復旧班	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅に関すること。 応急復旧等に要する資機材の調達確保に関すること。 道路復旧等に関すること。 公園施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		警戒班	土木管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の被害状況の収集及びその対策に関すること。 道路、橋梁、河川、港湾等の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		農林水産班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 農業者、水産業者の被害状況の収集及びその対策に関すること。 被災地視察用船舶配船に関すること。 家畜伝染病予防に関すること。
		資材班	監査事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び管理運営に関すること。
応急救援 対策部	企画財政部長	情報班	秘書広報課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や町対策本部における活動内容の公表。 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。 広報に関すること。 武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること。
		通信班	情報管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 通信回線や通信機器の確保。
環境衛生 対策部	住民福祉部長 健康保険部長	衛生班	健康保険課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健所、医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療品等の調達及び配分に関すること。 防疫、保健衛生に関すること。 救援（医療、助産）に関すること。 危険物資（毒物、劇物等）の安全確保に関すること。 避難住民の健康対策に関すること。

変更する理由	用語の修正
変更後	

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		輸送班	収納推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民、救援物資等の輸送計画全般に関すること。 ・輸送事業者との連絡調整に関すること。 ・被災地視察用自動車の配車に関すること。
応急復旧対策部	建設産業部長	応急復旧班	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅に関すること。 ・応急復旧等に要する資機材の調達確保に関すること。 ・道路復旧等に関すること。 ・公園施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		警戒班	土木管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・道路、橋梁、河川、港湾等の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		農林水産班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、水産業者の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・被災地視察用船舶配船に関すること。 ・家畜伝染病予防に関すること。
		資材班	監査事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
応急救援対策部	企画財政部長	情報班	秘書広報課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や町対策本部における活動内容の公表。 ・報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。 ・広報に関すること。 ・武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること。
		通信班	契約管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線や通信機器の確保。
環境衛生対策部	住民福祉部長 健康保険部長	衛生班	健康保険課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・医療品等の調達及び配分に関すること。 ・防疫、保健衛生に関すること。 ・救援（医療、助産）に関すること。 ・危険物資（毒物、劇物等）の安全確保に関すること。 ・避難住民の健康対策に関すること。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
59	3	1	
現 行 計 画			

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		援護庶務班	介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設等の被害状況の収集及びその対策に関する事。 要援護者、高齢者の被害状況の収集及びその対策に関する事。
		厚生班	福祉課長 こども政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 保育園児の避難に関する事。 障害者福祉施設の被害状況の収集及びその対策に関する事。 被災児童の保護に関する事。 児童福祉施設等の被害状況の収集及びその対策に関する事。
		環境・物資班	住民環境課長	<ul style="list-style-type: none"> し尿、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設等に関する事。 動物保護に関する事。 救援（食品、飲料水、生活必需品）に関する事。 救援（米穀）に関する事。
文教対策部	教育次長	教育庶務班	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の被害状況調査及び健康管理に関する事。 教育機関との連絡調整に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、学校の被害状況の収集及びその対策に関する事。 被災者及び避難者の学校施設の応急的利用に関する事。
		教育施設・社会福祉班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者及び避難者の体育施設の応急的利用に関する事。 社会福祉施設の被害状況の収集及びその対策に関する事。 ボランティア団体との連絡調整に関する事。 避難者の心のケアに関する事。 文化財の保護に関する事。
上・下水道対策部	水道局長	水道班	水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況収集及び復旧対策に関する事。 救援（給水）に関する事。 水道料金の減免に関する事。
		下水道班	下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被害の収集及びその対策に関する事。 下水道料金の減免に関する事。

変更する理由	用語の修正
変 更 後	

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		援護庶務班	介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設等の被害状況の収集及びその対策に関すること。 要配慮者、高齢者の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		厚生班	福祉課長 こども政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 保育園児の避難に関すること。 障害者福祉施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。 被災児童の保護に関すること。 児童福祉施設等の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		環境・物資班	住民環境課長	<ul style="list-style-type: none"> し尿、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設等に関すること。 動物保護に関すること。 救援（食品、飲料水、生活必需品）に関すること。 救援（米穀）に関すること。
文教対策部	教育次長	教育庶務班	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の被害状況調査及び健康管理に関すること。 教育機関との連絡調整に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、学校の被害状況の収集及びその対策に関すること。 被災者及び避難者の学校施設の応急的利用に関すること。
		教育施設・社会福祉班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者及び避難者の体育施設の応急的利用に関すること。 社会福祉施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ボランティア団体との連絡調整に関すること。 避難者の心のケアに関すること。 文化財の保護に関すること。
上・下水道対策部	水道局長	水道班	水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況収集及び復旧対策に関すること。 救援（給水）に関すること。 水道料金の減免に関すること。
		下水道班	下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被害の収集及びその対策に関すること。 下水道料金の減免に関すること。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	町対策本部の設置等
63	3	3	
現 行 計 画			

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省（九州総合通信局）にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

変更する 理由	用語の追加と付番の修正
変 更 後	

(1) 非常用情報通信手段の確保

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。

(2) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、~~移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、~~インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(3) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省（九州総合通信局）にその状況を連絡する。

(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	関係機関相互の連携
64	3	3	
現 行 計 画			

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

変更する 理由	用語の追加
変 更 後	

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	警報及び避難の指示等
69	3	4	
現 行 計 画			

(3) 要配慮者等に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、**高齢者、障害者、外国人等**に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で**避難支援プラン**を活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

変更する 理由	用語の追加
変 更 後	

(3) 要配慮者等に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、**要配慮者**に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、**町地域防災計画に規定される「対策2部」を中心に、「全体計画」**を活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	警報及び避難の指示等
70	3	4	
現 行 計 画			

(1) 町が保有する手段による伝達

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、**全国瞬時警報システム(J-ALERT)**を活用し同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

変更する 理由	用語の追加
変 更 後	

(1) 町が保有する手段による伝達

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、**全国瞬時警報システム(J-ALERT)**、**緊急情報ネットワーク(Em-net)**等を活用し同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	避難実施要領の作成の際の主な留意事項
73	3	4	
現 行 計 画			

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、**災害時要配慮者**への配慮事項等
集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

【例】

集合にあたっては、**高齢者、障害者等要配慮者**の所在を確認して避難を促すととも
に、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行ない、残留者等の有無を確認す
る。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及
び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

【例】

集合後は、JR〇〇駅より、〇月〇日の〇〇：〇〇に運行する〇〇市〇〇駅行き
の列車で避難を行う。〇〇市〇〇駅に到着後は、〇〇市及び長与町職員の誘導に
従って、徒歩で〇〇市〇〇中学校体育館に避難する。

⑦ 町職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防団員の配置及び担
当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ **高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者**への対応

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円
滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

【例】

誘導に際しては、**高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難すること
が困難な者**を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災
組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

変更する理由	用語の修正
変 更 後	

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、**避難行動要支援者**への配慮事項等集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

【例】

集合にあたっては、**避難行動要支援者**の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行ない、残留者等の有無を確認する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

【例】

集合後は、JR〇〇駅より、〇月〇日の〇〇：〇〇に運行する〇〇市〇〇駅行きの列車で避難を行う。〇〇市〇〇駅に到着後は、〇〇市及び長与町職員の誘導に従って、徒歩で〇〇市〇〇中学校体育館に避難する。

⑦ 町職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ **要配慮者**への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

【例】

誘導に際しては、**避難行動要支援者**を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	警報及び避難の指示等
75	3	4	
現 行 計 画			

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定 (災害時要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定 (町地域防災計画に規定される「対策2部」の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	【避難実施要領のイメージ】
77	3	4	
現 行 計 画			

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、疾病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(3) **要配慮者**に対する避難誘導

誘導にあたっては、疾病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	【避難実施要領のイメージ】
79	3	4	
現 行 計 画			

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、**自力歩行困難な災害時要配慮者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、**避難行動要支援者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
80	3	4	避難住民の誘導
現 行 計 画			

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮

町長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難を万全に行うため、**災害時要配慮者支援班**を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮

町長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難を万全に行うため、町地域防災計画に規定される「対策2部」を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
81	3	4	避難住民の誘導
現 行 計 画			

(14) 新規

変更する 理由	用語の追加
変 更 後	

(14) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
82	3	4	4 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の指示に際しての留意点
現 行 計 画			

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは**極めて困難である**。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。**このため、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。**

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、町は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	安否情報の収集
88	3	6	
現 行 計 画			

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式においては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、**住民基本台帳、外国人登録原票**等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

変更する 理由	用語の削除
変 更 後	

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式においては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、**住民基本台帳等**町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	2 県に対する報告
89	3	6	
現 行 計 画			

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

町は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	保健衛生の確保
103	3	9	
現 行 計 画			

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、**高齢者、障害者その他特に配慮を要する者**の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

変更する 理由	用語の修正
変 更 後	

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、**要配慮者**の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	廃棄物の処理
104	3	9	
現 行 計 画			

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ① 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる 要請を行う。

変更する 理 由	用語の修正
変 更 後	

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる 要請を行う。